

## 議案第81号

富士見市の公の施設の利用に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、富士見市の公の施設を入間郡三芳町の住民の利用に供するため、次のとおり協議することについて議決を求める。

1 公の施設の名称

富士見市水道施設

2 公の施設の所在

富士見市大字鶴馬字下郷3499番3

3 利用の区域

入間郡三芳町大字藤久保字俣埜305番1の一部及び308番3の区域

4 経費の負担及び利用の方法

法令及び富士見市水道事業給水条例（昭和62年条例第8号）の規定による。

平成29年11月28日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

富士見市の水道施設を入間郡三芳町の住民の利用に供することについて協議したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により、この案を提出します。